

竹田市建設工事における現場代理人の常駐及び主任技術者の専任義務緩和措置取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、竹田市が発注する建設工事（以下「工事」という）について、受注者が複数請け負う場合、竹田市公共工事請負契約約款第10条に規定する現場代理人の常駐義務の緩和及び建設業法施行令第27条第2項の規定による主任技術者の専任義務の適用を緩和する取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の兼任を認める要件)

第2 次の各号の要件をすべて満たす場合は、複数の工事まで現場代理人の兼任を認めることとする。ただし、第5に該当する場合にあっては、この限りではない。

- (1) 複数の工事が、いずれも竹田市が発注し、かつ、工事場所、施工状況等を勘案し、現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は事前に定めた連絡員により発注者との連絡に支障が無い等、現場代理人の兼任により支障が無いと認められる場合であること。
- (2) 複数の工事現場が概ね直線距離で10km以内、常時連絡を取りうる体制にあること。
- (3) それぞれの工事の請負代金額（消費税及び地方消費税を含む。）が4,500万円未満（建築一式工事にあつては9,000万円未満）であること。

(申請手続)

第3 現場代理人を兼任しようとする場合は、契約締結時又は契約締結後において、現場代理人及び主任技術者等選任（変更）通知書と同時に、現場代理人兼任申請書（様式第1号）に所定の事項を記入し、工事主管課と協議し、契約担当者の承認を得ることとする。この場合において、兼任することとなる他の工事や他の工事主管課の場合においても同様の手続を行い、その承認を得ることが必要であること。

(承認の通知)

第4 契約担当者は、現場代理人の兼任を認めた場合は、速やかに現場代理人兼任承認通知書（様式第2号）により請負業者に通知するものとする。なお、承認通

知がなされた場合、現場代理人兼任申請書及び承認通知書は、現場代理人及び主任技術者等選任（変更）通知書の次に添付し工事主管課へ提出するものとする。

（現場代理人の兼任を認めない事項）

第5 現場代理人の兼任について、次の各号に該当する場合は、兼任を認めないこととする。

- （1） それぞれの工事の請負代金額（消費税及び地方消費税を含む。）が4, 500万円未満（建築一式工事にあつては9, 000万円未満）であっても、工事主管課長が現場条件等を考慮して現場代理人の兼任が不可能と判断した場合
- （2） 現場代理人兼任申請をする日から前1年の間に施行した工事の工事成績評定点が65点未満であつた業者（複数工事の場合は、そのいずれかにおいて65点未満の場合を含む。）
- （3） 現場代理人兼任申請をする日から前1年の間に竹田市における指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けた業者
- （4） 設計変更により、それぞれの工事の請負代金額（消費税及び地方消費税を含む。）が4, 500万円以上（建築一式工事においては9, 000万円以上）となった場合（この場合、現場代理人選任（変更）届により現場代理人の変更手続きを行うこと。）
- （5） 現場代理人兼任申請書の記載内容に虚偽があつた場合
- （6） 現場代理人がすでに兼任している場合において、施工期間中の現場代理人の兼任変更は認めない。ただし、やむを得ない事情等により、市長が変更を認めたときは、この限りでない。

（主任技術者の兼任を認める要件）

第6 次の各号の要件をすべて満たす場合は、複数の工事まで主任技術者の兼任を認めることとする。ただし、第9に該当する場合にあつては、この限りでない

- （1） 複数の工事が、いずれも竹田市内であること。
- （2） 複数の工事の請負代金額（消費税及び地方消費税を含む。）の合計に制限はない。
- （3） 専任の主任技術者が必要な場合は、複数の工事現場が概ね直線距離で10km以内、常時連絡を取りうる体制にあること。

(4) 監理技術者が必要な場合は、兼務することができない。

(申請手続)

第7 主任技術者を兼任しようとする場合は、契約締結時又は契約締結後において、現場代理人及び主任技術者等選任（変更）通知書と同時に、主任技術者兼任申請書（様式第5号）に所定の事項を記入し、工事主管課と協議し、契約担当者の承認を得ることとする。この場合において、兼任することとなる他の工事や他の工事主管課の場合においても同様の手続を行い、その承認を得ることが必要であること。

(承認の通知)

第8 契約担当者は、主任技術者の兼任を認めた場合は、速やかに主任技術者兼任承認通知書（別紙様式第6号）により請負業者に通知するものとする。

なお、承認通知がなされた場合、主任技術者兼任申請書及び承認通知書は、現場代理人及び主任技術者等選任（変更）通知書の次に添付し工事主管課へ提出するものとする。

(主任技術者の兼任を認めない事項)

第9 主任技術者の兼任について、次の各号に該当する場合は、兼任を認めないこととする

- (1) 工事主管課長が現場条件等を考慮して主任技術者の兼任が不可能と判断した場合
- (2) 主任技術者兼任申請をする日から前1年の間に施行した工事の工事成績評定点が65点未満であった業者（複数工事の場合は、そのいずれかにおいて65点未満の場合を含む。）
- (3) 主任技術者兼任申請をする日から前1年の間に竹田市における指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けた業者
- (4) 主任技術者兼任申請書の記載内容に虚偽があった場合

(罰則)

第10 主任技術者兼任申請書の記載内容に虚偽があった場合又は主任技術者を兼任することにより現場の体制に不備が生じ、又は不良な工事となった場合は、当

該兼任の取消し、工事成績評定への反映、指名停止措置等を行う。

(その他)

第 11 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 10 月 1 日制定の現場代理人の常駐義務緩和措置試行要領は、廃止する。
- 3 この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。
- 4 この要領は、令和 3 年 3 月 3 日から施行し、同日現在において工期が満了していない工事及び同日以降に発注を行う工事について適用する。
- 5 この要領は、令和 7 年 2 月 3 日から施行し、同日現在において工期が満了していない工事及び同日以降に発注を行う工事について適用する。